



2021年 丑年は着実に一步を踏む年！

代表取締役社長 内藤 岳

丑年は、着実に基本を徹底する年
2021年も幸福な年でありますように！

The Knights of Environmental Science
「快適環境創造」に生きるデータ
役に立つ科学技術を提供し
人類社会に貢献することが私たちの使命です。

常に感謝の念を持ち、お客様により喜んで頂ける
凡事徹底の年にします！

子年には「正確・迅速・親切」の基本を深耕し、皆様のご要望に、的確で、適時、適切な、対応がとれる、新たな体制構築に取り掛かってまいりました。

丑年はその取り掛かったことを定着する年にします。快適環境創造のパートナーとして、皆様に寄り添い皆様の声を傾聴し、笑顔あふれる環境を実現するそのような年になるよう、基本を徹底し、何事もあきらめず、努力を重ね、未来に向けての足場固めを行ってまいります。

皆様の快適な環境の実現に貢献できるよう、本年も邁進してまいります。旧に倍するご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

- [1. 石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について](#)
- [2. 建設リサイクル法等に係る全国一斉パトロールの実施結果について](#)
- [3. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について](#)

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部改正について

厚生労働省は、2020年6月1日より安全性を評価した物質のみを食品用器具及び容器包装に使用可能とするポジティブリスト制度が導入され、その内容が食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)(以下、「規格基準告示」)に反映されたことに伴い、同様の管理が必要となる乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)(以下、「乳等省令」)内の容器包装等の規格基準を規格基準告示に移行することで、食品用の容器包装等の規格基準を規格基準告示への一元化を図るべく両基準の改正(主な改正内容①)と、規格基準告示への新しい方法の追加等(主な改正内容②③)を行いました。改正の主な内容(抜粋)

①乳等省令第1条及び第3条中の容器包装等の規格基準に関する記載及び別表3を削除し、規格基準告示第3器具及び容器包装の部E器具又は容器包装の用途別規格の項に規定

②規格基準告示第3器具及び容器包装の部の一般試験法に誘導結合プラズマ質量分析法の追加

③規格基準告示第3器具及び容器包装、第4おもちゃ、第5洗浄剤の各部において、国際・国内規格に準拠した濃度表記に改正
施行及び適用期日

2020年12月4日(公布及び告示日より)

当社は、器具容器包装の規格基準に準じた検査に対応可能です。ご不明な点がありましたらお気軽にお問い合わせください。

資料 [2020年12月4日付 厚生労働省](#)

研究開発箇所 加藤吉紀



アスベストの事前調査承ります！

アスベストの使用の疑いのある建築物を解体する際には、アスベスト使用有無の事前調査が必要不可欠です。弊社は平成30年基安化発第0420第1号(厚生労働省通達)に対応した分析調査に対応可能です。詳細は下記URLをご参照ください。

<http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR18003.pdf>

お問合せはこちら

